

第4期かながわ水源環境保全・再生 実行5か年計画

- 豊かな水を育む森と
清らかな水源の保全・再生のために —

令和3年11月

ごあいさつ



水は、私たちの「いのち」を育み、暮らしや経済活動を支える大切な資源です。

この「いのち」の源である水を、将来にわたり安定的に県民の皆様が利用できるようにするためには、水源地域の自然環境が再生可能なうちから保全・再生に取り組む必要があります。

そのため、県では平成19年度以降20年間にわたる水源環境保全・再生の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」と、この施策大綱に基づいた「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」をこれまで第1期から第3期まで策定し、水のかん養や浄化などの機能を果たす森林の整備や水質向上のための生活排水対策など特別な対策を推進してまいりました。

特別な対策の推進に当たっては、県民の皆様にご負担いただいている個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を活用し取り組んだ結果、森林では下草の生長が見られ、ダム湖上流の地域では生活排水処理率が向上するなど、効果が現れてきています。

一方、昨今の集中豪雨のように、今後も土砂災害の頻発化、激甚化が懸念されることから、こうした台風等の自然災害を見据え、水源かん養機能の発揮に重要な役割を果たす森林の土壌保全など、林地保全対策を強化する必要があります。

施策の最終目的である「良質な水の安定的確保」に向けては、長期の継続的な取組が必要です。そこで、「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、令和4年度以降も特別な対策を継続することとしました。

この第4期計画は施策大綱期間の最後の5か年計画となります。施策大綱に掲げた将来像の達成に向けて、これまでの取組を基本的に継続し、水源環境の保全・再生に確実な効果が見込める事業を着実に行うとともに、林地保全対策の強化にも取り組んでまいります。

県では、「かながわSDGs取組方針」を定め、持続可能な開発目標（SDGs）につながるテーマを設定し、施策の展開例を示しており、その中で「海・陸の豊かさは水・食の安定供給や健康に貢献する」としています。

かけがえのない県民共通の財産である水源環境を守り、これまで築き上げてきた豊かな水資源を次の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務であり、SDGsの推進にもつながります。今後とも、水源環境の保全・再生に全力を挙げて取り組んでまいりますので、県民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

令和3年11月

神奈川県知事 黒岩祐治

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 5年間の取組の進め方 | 3 |
| 1 水源環境保全・再生の取組の基本認識 | 3 |
| 2 計画の基本事項 | 4 |
| 第2章 水源環境の保全・再生に向けた特別の対策 | 6 |
| 1 第1期から第3期計画の成果と課題、第4期計画における特別の対策 | 6 |
| 2 第4期計画における特別の対策事業の内容 | 8 |
| 1 水源の森林づくり事業の推進 | 10 |
| 2 丹沢大山の保全・再生対策 | 14 |
| 3 土壌保全対策の推進 | 16 |
| 4 間伐材の搬出促進 | 18 |
| 5 地域水源林整備の支援 | 20 |
| 6 河川・水路における自然浄化対策の推進 | 22 |
| 7 地下水保全対策の推進 | 24 |
| 8 生活排水処理施設の整備促進 | 26 |
| 9 相模川水系上流域対策の推進 | 30 |
| 10 水環境モニタリングの実施 | 32 |
| 11 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み | 34 |
| 第3章 事業費と財源措置 | 36 |
| 1 「第4期実行5か年計画」の事業費及び新規必要額 | 36 |
| 2 水源環境保全・再生に向けた特別対策の財源措置の考え方 | 37 |
| 参 考 | |
| 1 5年間に取り組む事業の全体像 | 39 |
| 2 次期「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に関する意見書 | 46 |
| 3 第4期計画のとりまとめ経過 | 52 |